【研究ノート】

近年のメディア規制を巡る憲法上の諸問題に関する一考察

A Study on the Constitutional Issues in Recent Media Regulations

野田元樹
NODA, Motoki

キーワード: 表現の自由; 司法審査; 国民の知る権利; 報道の自由;日本国憲法

Received: 2021. 1. 9

1. はじめに

憲法学においては、従来、「言論法」や「マスメディア法」などと呼ばれてきた法領域がある。しかし、近年においては、社会におけるより広い情報の流通を幅広い視野でとらえるために「情報法」という概念が用いられるようになっている。そこで、本論文においては「情報」を切り口に日本国憲法下における情報法制の現状と課題について考察を進めることによって、情報の自由な流通と精神的自由権の問題にアプローチすることを目的とする。情報と関連する憲法条文としては表現の自由を保障し通信の秘密について定める 21 条、名誉やプライバシーなど人格的価値を権利として保障する 13 条、情報を財産として保護する手掛かりとなる 29 条などがある。情報法を巡る問題は多岐にわたるが、特にメディアを巡る諸課題について追究することにより自由な民主主義的政治過程を維持発展させていくための手掛かりを模索していきたい。

2. メディアの報道に対する従来の制約

2.1. 「相当の理由」論

名誉毀損(きそん)は検閲や性表現規制同様に長い歴史を持っている。ただし、あからさまな検閲が姿を消し性表現規制が時代とともに緩和されてきた現代社会状況においても、名誉毀損は今なお表現の自由の限界としての意義を失ってはいない。それどころか日本に限っていえば近年、名誉保護のための表現規制が強化される傾向さえみられる。表現の自由と名誉保護の調整は、そういう意味で、情報法制の古くて新しい問題である。

名誉毀損は古くから多くの国で処罰の対象とされており時の権力者に対する批判を抑圧するための手段であった。名誉毀損的表現は 20 世紀半ばまで欧米諸国でも日本でも表現の自由の濫用(らんよう)とみなされ憲法による保障の外にあるものと考えられていた。このような状況を一変させたのがアメリカのニューヨーク・タイムズ対サリバン事件判決[1)]である。1964 年のこの判決は「名誉毀損的表現が一切保護を受けないという立場を斥(しりぞ)け、むしろ公的論点に関する表現は広く開かれていて活発でなければならないという前提から出発する。…

…公職者がその職務行為に関する名誉毀損に対して損害賠償を求めるためには表現者が虚偽であることを知っていたか、又(また)は虚偽であるかどうかにまったく不注意であったこと、つまり『現実的悪意』[2)]を持っていたことを証明しなければならないという基準を宣言した」。その後、この法理の適用基準は公職者だけでなく、「公的人物」の場合にも拡大された。これにより報道機関は、損害賠償を恐れることなく公職者や公的人物の批判をすることが可能になった。ウオーターゲート事件[3)]でワシントン・ポスト紙がニクソン大統領を辞任に追い込むことができたのも現実的悪意の法理のおかげであり「ニューヨーク・タイムズ判決はアメリカの歴史を変えた」とまでいわれている。

これにくらべると日本の名誉毀損法制は報道機関に関して厳しすぎるという問題がある。日本では政治家でも報道機関を名誉毀損で訴えて容易に損害賠償を得ることができるため報道機関による権力監視機能がアメリカほどには発揮されていない。

日本では、刑法 230 条の 2 第 1 項は、人に名誉を毀損する行為でも、それが「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」と定めている。戦後の刑法改正（1947 年）によるこの規定の新設は、一般に、日本国憲法による「表現の自由」の保障を受けて初めて実現したと理解される傾向にあるが、当時の立法者の意識は、新聞紙法と出版法の廃止に伴う「旧法律規定の積み替え」だったにすぎず、表現の自由のために「戦前にはなかった何かを積極的に新しく創設するという意欲を持っていたとは思えない」との指摘[4)]もある。戦前の新聞紙法 45 条[5)]と出版法 31 条[6)]はこれらの法律が認める範囲で真実性の証明による名誉毀損の免責を認めていたが、戦後になって両法が廃止されることになったため、刑法 230 条の 2 が新設された経緯がある。

そうした中で 1969 年の「夕刊和歌山時事」事件判決[7)]が、判例を明示的に変更し、刑事の名誉毀損にいわゆる「相当の理由」論を採用したことこそ、表現の自由を確立するために「初めて新機軸を出した」[8)]ものとして積極的評価に値する。最高裁は「事実が真実でないことの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて確実な資料、根拠に照らし相当な理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないと解するのが相当である」[9)]とした。最高裁はこの考え方を民事の名誉毀損にも適用している。ただし、判例は、具体的事案において「相当の理由」の有無を厳格に判断しており近年、その傾向が強まっている[10)]。また、民事名誉毀損の損害賠償額が高額化していることもある。報道機関が免責されるべき要件を緩和する必要性は高まっているともいえよう。

2.2. 事前差止めの要件

名誉毀損に対する効果的な救済手段は仮処分による事前差止めである。「北方ジャーナル事件」判決[11)]で最高裁は、裁判所の仮処分による事前差止めが憲法 21 条 2 項前段の禁止する検閲に当たらないとした上で、それが許されるための要件を明らかにした。最高裁は「名誉侵害の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めるこ

とができる」「人格権としての名誉権に基づく出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めは、右出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、原則として許されず、その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときに限り、例外的に許される」「公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差止めを仮処分によつて命ずる場合には、原則として口頭弁論又は債務者の審尋(しんじん)を経ることを要するが、債権者の提出した資料によつて、表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であり、かつ、債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞(おそれ)があると認められるときは、口頭弁論又は債務者の審尋を経なくても憲法二一条の趣旨に反するものとはいえない」[12]と判示した。

前述のとおり、名誉毀損は、①事実公益性、②目的の公益性、③事実の真実性又は誤信の「相当の理由」という３点の要件を満たせば免責される。本件の記事のような公職選挙の候補者に対する批判は①を満たすので、免責のためには更に②と③を満たせばよい。そうしてみると、本判決の上記の要件は、②又(また)は③の要件を満たさないことが要求されるものであることと解される。

では、プライバシー侵害に対する事前差止めはいかなる場合に許されるか。これについて、「石に泳ぐ魚」事件[13]の上告審は、「侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量にて決するべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは事前の差止めを是認すべきである」[14]とした。最高裁もこれを支持した[15]。

プライバシー侵害の場合、免責要件が刑法に明文化されている名誉毀損と異なり、表現の自由とプライバシー保護をどのように調整すべきか、明確な判断基準は確立されていない。最高裁は、表現行為によるプライバシー侵害の不法行為の成否について、個別具体的な「比較衡量により判断」[16]するものとしている[17]。憲法学の学説には名誉権やプライバシー権など人格価値に関わる権利と表現の自由が衝突する場合、その調整は、原則として等価値的な利益衡量によるとの考え方も成り立ちうる。ただし、ここで注意を要するのは、たとえ両者が原則として等価値的であるとしても、表現の自由が公共的事項に関するものであれば表現の自由が名誉権やプライバシー権に優先する場合があるということである。このため、プライバシー侵害について、プライバシー保護と表現の自由の保護とを等価なものとして両者の個別的比較衡量によって表現行為の違法性を判断すべきでないとの考えから、表現行為が社会の正当な関心事であること、その表現内容・表現方法が不当なものでないこと、という２点の要件を満たすとき、その表現行為は違法性を欠き、違法とならないとする見解も成り立ちうる。

表現行為の事前差止めは、原則として禁止され、例外的に許されるにすぎない。そうであるとすれば、プライバシー侵害の場合の事前差止めは、結果についての予見可能性という点で問題のある個別具体的な比較衡量によるべきではなく、名誉毀損の場合と同様に厳

格かつ明確な要件の下において許容されるべきである。

2.3. 取材・報道の自由

報道の自由が憲法 21 条の保障に含まれることは憲法学の通説･判例の認めるところである。取材の自由については、保護の程度を報道の自由と同じとみるか否かは意見が分かれるとしても、憲法による保護を受けているという点においては、通説・判例の一致するところである。

最高裁は、博多駅事件[18]において、取材・報道の自由と憲法 21 条の関係を明らかにし、沖縄返還密約事件[19]では、新聞記者が取材のために国家公務員から秘密文書を入手した場合でも、通常の取材行為であれば、正当業務行為として、違法性は推定されず、その手段・方法が「法秩序全体の精神に照らし社会通念上是認することのできない態様のものである場合」に違法性を帯びるとの判断を示した。

さらに、2006 年には、取材源の秘密に重要な社会的価値を認め、民事事件において報道関係者に証言拒絶を認める最高裁の判断が示された[20]。「当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができると解するのが相当」[21]とされた。ただし、このような最高裁の動きとは裏腹に、近年、公権力は様々（さまざま）な局面で報道機関の取材・報道の自由を制約する傾向を強めている[22]。報道機関は適用除外とされたものの、個人情報保護法[23]は取材活動の障害となっており、いったん廃止された人権擁護法案も国会再提出の可能性もある。犯罪被害者基本計画[24]では、犯罪被害者の実名発表・匿名発表の判断が警察に委ねられてしまった。虚偽報道の問題もあり、報道機関に対する市民の信頼は大きく揺らいでいるのも事実である。報道機関を取り巻く法的な環境が厳しさを増している中で、報道機関がその権力監視機能を十分発揮できるような法制度を構築することこそ､憲法･情報法を考える上で最重要の課題であると考えられよう。

3. メディア規制を巡る近年の論点

3.1. 日本版 FCC 構想の頓挫

民主党政権[25]のもと、通信・放送委員会（日本版 FCC）構想が検討されたが結局、頓挫（とんざ）した。民主党が 2009 年に発表したマニフェストに設置を掲げた、通信・放送分野の独立行政委員会のことであり、総務省が所管する通信・放送行政のうち、放送免許の付与・更新や番組規制などを行なう規制監督部門を独立機関に移すもので、アメリカの連邦通信委員会（FCC）がモデルとされた。国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するのが狙いだったが、政権を担っている間に、実現しなかった。必要

性を主張してきた民主党による政権が成立し、原口一博（はらぐちかずひろ）総務相（当時）が実現の検討に入る方針を示していた。日本には放送界が自律機関として設立した放送倫理・番組向上機構（BPO）[26]があり、その評価と位置づけが「日本版 FCC」設置の関係性で議論された。

日本では戦後の一時期を除き郵政省・総務省が直接電波放送行政を所管してきた。このため自民党政権下でも、2001 年の中央省庁再編に向けた過程で、旧郵政省[27]から「通信放送委員会」を分離独立させる案が検討されたり、野党時代の民主党案が国会提出されたりした。日本における放送行政のゆがみを解消するのは歴史的課題ともいえる。

放送法は番組内容の公正さに関し、表現の自由や報道の自由に配慮、原則として放送局の自主的取り組みに委ねている。しかし度重なる報道による人権侵害や、やらせ番組で視聴者の強い批判を浴びた放送業界は、法規制などの動きを回避するために外部識者による第三者機関である BPO を発足、機能を拡充させてきた。それが自主的対応の実態だ。

名誉毀損などの苦情処理を扱う BPO の「放送人権委員会」[28]では結論が遅く、放送界に甘いとの批判がある[29]一方で、虚偽放送などを検証する「放送倫理検証委員会」[30]に対しては「BPO 放送倫理検証委員会は、その活動を政治化させているが、そこには大きな危うさが潜んでいる[31]」など、本来の役割から逸脱しているなどの問題点の指摘もあるが、BPO は確実に存在感を増しつつある。下請け会社など制作現場の実態を考慮し、実効性ある対応策につなげる工夫や、結論に市民感覚を取り入れる委員構成の検討なども必要でないかと思われる。

番組内容に介入する総務省の行政指導はとりわけ 2004 年以降に目立っていた。日本版 FCC 構想自体は「報道の自由」への配慮といえるが、新たな規制の可能性を含むその行方は放送業界の自主的取り組みとの関連性をいかに持たせるかが鍵を握ると考えられていたが、実現することなく、民主党は下野した。今後、BPO とともに、改めて、国家権力である総務省が電波放送行政を所管する在り方を見直すことを視野に、日本版 FCC 構想の実現に向けた議論が進むことを望みたい。

3.2. 事件報道改革の道筋――裁判員裁判と報道・取材の在り方を考える

事件報道に対するメディアの取り組みが憲法上の問題とどのように関係するのかについては、市民の「知る権利」は、民主主義の根幹をなすものであり、憲法 21 条で保障する報道の自由は、それに奉仕する重要な役割を担っている一方、市民に対する行き過ぎた取材・報道や誤報により、市民の名誉・プライバシーが侵害され、また、権力の誘導による報道・情報操作に対する警戒を十分行なわずに、取材・報道が行なわれてきたことも否めない。

こうした批判なども視野においてか、2009 年 6 月に始まった裁判員制度に先立ち、新聞や放送各社は事件報道について取材や記事表現を一部見直し、犯人と決めつけないよう配慮することを徹底させるための自主ルールを導入している。

日本新聞協会や日本民間放送連盟は 2008 年 1 月、同制度の導入を契機に、有罪が確定しない限り無罪とみなす刑事裁判の原則を意識した事件報道の必要性を再確認し、具体化するための取材・報道指針や見解を公表し、これに基づき各社はルールの見直しを実施してきた。

被疑者や被告人を犯人（有罪）と決めつけるような印象を読者に与えかねない報道の見直しが中心だ。捜査段階の取材に基づく報道について、情報の出所を可能な限り明示し、読者が捜査段階の、捜査当局側の見方であると判断できるような報道を目指している。

警察の逮捕報道で定着していた「調べによると（調べでは）」という主体が誰なのか必ずしも明確でない独特のスタイルが、「署によると」「署の発表では」などの表現に変わったのが代表例である。独自取材で得た情報の報道も「捜査関係者」といった表現も含め、情報源を可能な限り明示するようになっている。「捜査関係者」などの表現は、「顕名（けんめい）」の対である「仮名」であって、公人については氏名を明確にすべきだという浅野健一（あさのけんいち）・同志社大学大学院元教授の見解も傾聴に値する。

捜査当局からの情報には一方の当事者の思惑が込められている。さらにメディア自身がその情報内容の検証が困難であることを認識することが必要と考えられる。その上で犯人視しない報道を徹底することによって、事件報道の狙いを捜査情報の続報を競い合うことから、捜査手続きが適正かどうかのチェックに変えていくべきだと思われる。強制捜査権限を持つ捜査機関という権力の監視機能はメディアの存在理由ともいえる。

裁判員制度と報道では、事件報道の与える裁判への影響という面があるが、人々にどのような予断を与えるのかといった検証は難しい。

今の刑事裁判には多くの問題点の指摘がある。裁判官の職業専門家的な偏りを市民の目で是正できるというのが裁判員への期待とされる。多面的な報道は、裁判制度を様々（さまざま）な観点から練り上げてより良くして行くことになるだろうといえよう。取材は困難を極める。だが、メディアは常に努力、研鑽（けんさん）を重ね、取材・報道の力量を上げて行かなければならない。

3.3. 報道と個人情報保護法

個人情報保護法の施行状況を評価検討している国民生活審議会個人情報保護部会で、日本新聞協会は 2009 年、法改正を求める見解[32)]をまとめ、提起した。「匿名社会化」の進行を食い止めるためには表現の自由との調整を明確にする観点から抜本的に見直す必要がある、としている。日本弁護士連合会もいわゆる過剰反応問題解決のために同法の目的である「保護と利用の両立」の調整機能がうまく働くよう法改正意見を提案した[33)]。新聞協会が法改正の具体論に踏み込んだのは初めてだった。報道機関の個人情報の取り扱い自体は、一般事業者のような義務規定が掛からず、自主的な対応に委ねられている。しかし、2005 年春の施行後生じたのは、メディアへの情報提供の抑制という形で表面化した、規制効果だった。行政機関や教育委員会が法を口実として職員の不祥事を公表しなかったり、民間でも運輸、医療機関などでの事故情報の匿名発表や取材拒否といった事態が起きたりして、報道による検証活動が阻まれている。表現の自由の基礎となる知る権利に奉仕する報道の自由は、取材先のメディアへの協力がなければ成り立たない。法 1 条で「個人情報の有用性に配慮しつつ」と記し、保護と利用の両立を打ち出しながら、立法段階で社会生活の基本領域における有用性について突っ込んだ議論をしてこなかったことが背景だ。「情報法」的な観点からの検討がなされなかったこともあるが、報道の自由への配慮は社会的な有用

性を確保するための前提でもある。

日本新聞協会は 2006 年に「実名と報道」の見解をまとめ、「実名発表と実名報道は異なる。判断はメディアの責任に任せるべきだ」とする姿勢と決意を内外に宣言したが、匿名化は進行しつつある。前述の浅野健一元教授が『犯罪報道の犯罪』（学陽書房、1984 年）などで述べるように、捜査機関の逮捕、発表により、一般人である被疑者、被告人を実名報道することが報道による人権侵害を生んでいることにも意を払う必要があろう。打開のために、制度改革提案を含め報道の役割に対する理解を求める一層の工夫と、自主的な取り組みや成果を明確にする努力が急がれる。

4. おわりに

本論考は、憲法 21 条の保障するメディアの「報道の自由」や、国民の知る権利に奉仕するものと位置づけられる取材の自由などについて、憲法・情報法学的観点から検討してきた。もとより、紙面の制約上、要点列挙かつ重点的な記述に心がけてきたが、検討・指摘内容の濃淡は避けられなかった。メディアの持つ「報道の自由」は、自由な民主主義的政治過程にとって重要な意味を持つだけに、放送行政や個人情報保護法制などとの兼ね合いで、権力の介入を受けることは極力抑制的にして」ことが、法政策論上も求められると考える。もとより、個人の名誉・プライバシーを侵害する過剰・不適切な取材、報道の在り方についても、権力の介入を受けることのないよう、メディア内部の不断の努力による改善とともに、放送界における日本版 FCC 構想や、活字メディアにおける「報道評議会」など第三者機関の設置についても検討が進むことを期待するものである。国家権力が、「報道の自由」につけ入る隙を与えてはならない。

註

1) アメリカ合衆国の主要判例検索サイト「Open Jurist」https://openjurist.org/376/us/254（2021 年 4 月 9 日確認）など。
2) 「actual malice」。アメリカ合衆国連邦最高裁判所の判例上、名誉毀損に基づく損害賠償請求を認めるにあたって要求される要件としての表現者の認識。
3) 朝日新聞外報部『ウォーターゲート―スパイと大統領の物語』（朝日新聞社、1973 年）など参照。
4) 奥平康弘『憲法裁判の可能性』、岩波書房、1995 年、168 頁。
5) 「国立国会図書館デジタルコレクション」サイト https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/788064/111（2021 年 4 月 9 日確認）。
6) 「国立国会図書館デジタルコレクション」サイト https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787990/52（2021 年 4 月 9 日確認）。
7) 最大判 1969・6・25、「最高裁判所刑事判例集」（以下、刑集）23 巻 7 号 975 頁、最高裁判所事務総局刊行。（最大判は最高裁大法廷判決、最小判は最高裁小法廷判決、高判は高等裁判所判決、最大決は最高裁大法廷決定などを示す。法学分野における学術論文の慣行に従い、以下、記載する。）
8) 奥平・前掲 168 頁。
9) 最一小判 1966・6・23、「最高裁判所民事判例集」（以下、民集）20 巻 5 号 1118 頁、最高裁判所事務総局刊行。
10) 例えば、通信社から配信を受けた記事をそのまま掲載した新聞社にその内容を真実と信ずるにつき相当の理由があるとはいえないとされた事例としては、最判 2002・1・29 民集 56 巻 1 号 185 頁がある。
11) 最大判 1987・6・11、民集 40 巻 4 号 872 頁。

12) 「裁判所ホームページ」https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52665（2021 年 4 月 10 日確認）より引用。
13) 「京都産業大学法学部憲法学習用基本判決集」サイト http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/11-3.html（2021 年 4 月 9 日確認）で、須賀博志教授が判決を掲載している。
14) 東京高判 2001・2・15、「判例時報」（以下、判時）1741 号 68 頁、判例時報社刊行。
15) 最三小判 2002・9・24、判時 1802 号 60 頁。
16) 最小判 2003・3・14、民集 57 巻 3 号 229 頁。
17) 日本の表現の自由に関する司法審査の動向については、井上幸希「日本における表現の自由の下での司法審査の展開について」（「廣島法學」42 巻 1 号、2018 年、広島大学法学会）などが詳しい。
18) 最大決 1969・11・26 刑集 23 巻 11 号 1490 頁。
19) 最一小決 1978・5・31 刑集 32 巻 3 号 457 頁。外務省公電漏洩（ろうえい）事件ともいう。1971 年の沖縄返還協定にからみ、取材上知り得た機密情報を日本社会党の国会議員に漏洩した毎日新聞社政治部の西山太吉（にしやまたきち）記者らが国家公務員法違反で有罪となった事件。後に、密約の存在がアメリカにおける情報公開請求で明らかとなっている。
20) 最三小決 2006・10・3 民集 60 巻 2647 頁。
21) 鈴木秀美「判例批評」セレクト 2006（有斐閣、法学教室 318 号別冊付録、8 頁）参照。
22) 鈴木秀美「メディアが置かれている法的環境－公権力抑制の機能を発揮し市民の信頼回復を」（日本新聞協会、「新聞研究」656 号、2006 年、18-21 頁）。
23) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）。
「e-Gov 法令検索」サイト https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057
（2021 年 4 月 9 日確認）。
24) 「警察庁」のサイト https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/basic_plan.html
（2021 年 4 月 9 日確認）。
25) 2009 年に政権交代を実現し、2012 年までの約 3 年間、民主党が政権を担った。
26) 「BPO」のサイト https://www.bpo.gr.jp/?page_id=912（2021 年 4 月 9 日確認）。
27) 2001 年 1 月 5 日に行われた中央省庁再編によって総務省と郵政事業庁となった。
28) 「BPO」のサイト https://www.bpo.gr.jp/?page_id=950（2021 年 4 月 9 日確認）。
29) 例えば、日本テレビ『世界の果てまでイッテ Q！』を巡る BPO の放送倫理検証委員会の決定が「大甘」である旨、水島宏明・上智大学文学部新聞学科教授（報道論）は 2019 年 7 月 6 日、Yahoo!ニュースに掲載された論考で厳しく批判している。
https://news.yahoo.co.jp/byline/mizushimahiroaki/20190706-00133030/（2021 年 4 月 9 日確認）。
30) 「BPO」のサイト https://www.bpo.gr.jp/?page_id=799（2021 年 4 月 9 日確認）。
31) 伊藤高史「BPO 放送倫理検証委員会の政治化に関する考察」（『ソシオロジカ』、創価大学社会学会、40 巻 1･2 号, 2016 年、23-47 頁）参照。伊藤は 2021 年 4 月 9 日時点で、同志社大学社会学部メディア学科教授である。
32) 「日本新聞協会」のサイト https://www.pressnet.or.jp/statement/privacy/070703_8.html
（2021 年 4 月 9 日確認）。
33) 「日本弁護士連合会」のサイト https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/090424.pdf
（2021 年 4 月 9 日確認）など。